

## 議 会 運 営 委 員 会

令和6年2月7日（水）

午前9時30分

第2委員会室

### 議 題

- 1 尾張旭市議会基本条例の見直しについて
  
- 2 尾張旭市議会委員会条例の一部改正について
  
- 3 オンライン委員会に係る条例等の規定の整備について
  
- 4 議場説明用持込物品等（タブレット関係）について
  
- 5 令和6年度議会費当初予算について
  
- 6 令和7年度議会費予算要望について
  
- 7 その他

## 配付資料一覧

### 【議題1 資料】

- 1 尾張旭市議会基本条例検証及び見直しスケジュール
- 2 尾張旭市議会基本条例見直し項目一覧
- 3 尾張旭市議会基本条例見直し案に係る各会派意見

### 【議題2 資料】

- 4 尾張旭市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）
- 5 尾張旭市議会委員会条例の一部改正案に係る各会派意見

### 【議題3 資料】

- 6 尾張旭市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）

### 【議題4 資料】

- 7 尾張旭市議会議場説明用持込物品等に関する申し合わせ事項（案）

### 【議題5 資料】

- 8 令和6年度 議会費予算要求額（第二次調整後）

### 【議題6 資料】

- 9 令和7年度議会費予算要望一覧

### 【議題7 資料】

なし

## 尾張旭市議会基本条例検証及び見直しスケジュール

実施予定時期	内容
令和5年6月～8月	施行状況の検証及び見直し <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検証及び見直しスケジュールについて</li> <li>・ 検証方法について</li> <li>・ 評価シートについて</li> <li>・ 各会派提出の評価シートの取りまとめ</li> <li>・ 評価シート内容の協議</li> </ul>
(8月頃)	議員研修会での講師による評価シート講評 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ (仮) 議会基本条例の検証について</li> </ul>
9月	研修後、必要に応じて内容を修正し、評価シート作成
9月27日	評価シートの取りまとめ
10月17日	
11月9日	
～11月末	検証結果の公表 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 評価シート公表方法について</li> <li>・ 評価シート公表</li> </ul>
令和6年1月～3月	見直しが必要な場合は、必要な措置について協議
3月	見直し結果に応じて条例改正

## 第2章 議会及び議員の活動原則

条文	取組状況	課題	今後の取組（対策）	評価	改正の必要性
<p>(3) 会派間で相互に協議及び調整を行い、円滑かつ効果的な議会運営に努めること。</p> <p>【見直し（案）】 (3) 会派間で相互に協議及び調整を行い、効果的な議会運営に努めること。</p>	—	—	—	— (原則や目的に関する条文のため、評価対象外とする。)	要検討

## 第3章 市民と議会の関係

条文	取組状況	課題	今後の取組（対策）	評価	改正の必要性
<p>(議会報告会・意見交換会)</p> <p>第7条 議会は、市政の諸課題に柔軟に対処するため、市政全般にわたって、市民と自由に情報及び意見を交換する議会報告会及び意見交換会を開催する。</p> <p>【見直し（案）】 第7条 議会は、市政の諸課題に柔軟に対処するため、市政全般にわたって、市民と自由に情報及び意見を交換する議会報告会及び意見交換会を開催し、その内容の充実に努める。</p>	<p>○各種団体（自治会・大学・民間団体等）との意見交換会の開催</p> <p>○高校生議会の開催</p> <p>○コロナ禍における動画による議会報告会の実施</p>	<p>○議会報告会の参加者の固定化</p> <p>○議会の結論に至る過程の報告が足りない。</p>	<p>○SNS活用など、議会報告会及び意見交換会の更なる周知に努める。</p> <p>○意見交換会及び議会報告会の実施方法検討・内容充実に努める。</p>	B	要検討

## 第4章 議会と市長等の関係

条文	取組状況	課題	今後の取組（対策）	評価	改正の必要性
<p>(1) 本会議における議員と市長等の質疑応答は、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行うことができる。</p> <p>【見直し（案）】 (1) 本会議における議員と市長等の質疑応答は、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式を基本とする。</p>	ほとんどの議員が一問一答の方式で行っている。			A	要検討
<p>(議決事件の拡大)</p> <p>第13条 議会は、議事機関としての機能強化のため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定により積極的に議決事件の追加を検討するものとする。</p> <p>【見直し（案）】 第13条 議会は、議事機関としての機能強化のため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定により必要に応じて議決事件の追加を検討するものとする。</p>			条文内の「積極的に」の文言を整理する。	C	要検討

## 第7章 議会改革

条文	取組状況	課題	今後の取組（対策）	評価	改正の必要性
<p>(議会のあり方検討会の設置)</p> <p>第17条 議会は、議会のあり方及び課題について研究し、改善策及び解決策について協議・検討するため、議会のあり方検討会を設置することができる。</p> <p>【見直し（案）】 削除</p>	過去に設置した経緯はあるが、現状はあり方検討会を設置せず、特別委員会を設置	議会のあり方検討会は結論に対する効力がなく、議会改革には至らなかった。	<p>○議会のあり方検討会での結論に実効性を担保する仕組みを検討していく。</p> <p>○結論に対する効力がある議会みらい創造特別委員会で検討していく。</p>	A	要検討

# 尾張旭市議会基本条例見直し案に係る各会派意見

条番号等	見直し案	各会派見直し案	各会派意見等
第7条	<p>議会は、市政の諸課題に柔軟に対処するため、市政全般にわたって、市民と自由に情報及び意見を交換する議会報告会及び意見交換会を開催し、その内容の充実に努める。</p>	<p><b>令和あさひ</b>                  議会は、市民に対し、議会で行われた議案等の審議の過程及び結果等について報告する議会報告会を開催するとともに、市政の諸課題に柔軟に対処するため、市政全般にわたって市民と自由に情報及び意見を交換する意見交換会を開催する。</p> <p><b>市民クラブ</b>                  議会は、市政の諸課題に柔軟に対処するため、市政全般にわたって、市民と自由に情報及び意見を交換する議会報告会や意見交換会を通して説明責任を果たすとともに、市民の声を議会活動に反映するものとする。</p> <p><b>公明党尾張旭市議団</b>                  議会は、市政の諸課題に柔軟に対処するため、市政全般にわたって、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換する市民との意見交換会等を行うものとする。</p> <p><b>日本共産党尾張旭市議団</b>                  議会は、市政の諸課題に柔軟に対処するため、市政全般にわたって、市民と自由に情報及び意見を交換する議会報告会及び意見交換会を開催するとともに、その実施方法や内容の改善に努める。</p>	<p><b>令和あさひ</b>                  議会報告会と意見交換会を開催する意義をより分かりやすい内容にした。</p> <p><b>市民クラブ</b>                  ・北海道から始まった議会基本条例策定の流れの中で「議会報告会」は重要な柱で会ったことを堅持する方向。                  ・「議会報告会」の意義・機能は堅持しつつ、開催にあたっての敷居を低くし、双方向性を表現するためのネーミングについては時々の実行委員会に委ねればよいというスタンス。                  ・「開催すること」を目的とせず、開催を通して第3章全体が帯びている市民と議会の関係についての議会の説明責任と市民意見の反映の場としての目的に言及した文末表現とした。(第3章 第6条・第8条参照)</p> <p><b>公明党尾張旭市議団</b>                  議会報告会について、一方的になりがちな報告より市民との意見交換が重要。また報告会では参加者が固定化しがち等の理由から。                  ※議会報告会は割愛すること。</p> <p><b>日本共産党尾張旭市議団</b>                  議会報告会について、問題・課題と感じているのはその報告内容が、市民の関心事と合致する内容かどうか疑問があること。報告の準備作業の負担感が大きいこと。「報告会」と銘打っていると、報告を聞くだけという印象が強くなり、議会として意見を聞く場でもあるという受け止めをされない。                  これらを改善させようと考え、と、「議会報告会」と銘打って開催するのではなく、「議会との懇談会」などと、意見を言える場であることを明確にし、プログラム上も、それがメインにすると良いのではないかと考える。                  また、報告内容は20分程度にとどめ、議会の仕組み、他市との比較(仕組みの違い)など基礎知識を、毎回ほぼ同じものを紹介(加えて最近改善されたことなど)すれば、初めての参加者にも良いのではないかと。(報告者は、議長、副議長、議運委員長のいずれかになるのではないかと。)             </p>

第17条	(削除)	<p><b>令和あさひ</b>          議会は、前項の規定する取り組みを行うため、議会改革を推進する組織を設置することができる。</p> <p><b>市民クラブ</b>          議会は、議会のあり方及び課題について研究し、改善策及び解決策について協議・検討するため、特別委員会を設置することができる。</p>	<p><b>令和あさひ</b>          基本条例は、議会運営の基本的な姿勢や意志を表す理念法、基本法のため、議会改革をすることと、具体的にそのための組織を作れることも可能と言及することで議会の改革の意志を表すことになる。この条文を根拠に、今回のみらい創造特別委員会をつくることができたり、今後もその他の議会改革の何らかの組織も作れる。そのための17条として残すことが必要。</p> <p><b>市民クラブ</b>          ・現状を明文化。その際に、特別委員会を必置ではなく、できる規定としての文言とした。          ・文案の冒頭に「議会のあり方及び課題について研究し」のくだりで、議会のあり方という表現を残すことについては、理想のカタチ（あり方）&amp;現状の課題（課題）の双方についてという余地を残すために、残す提案とした。</p>
------	------	--	--

その他の意見	<p><b>日本共産党尾張旭市議団</b>          2024/01/17 開かれた、議会運営委員会の議題＝「議会基本条例の見直し」の中で、山下議員より意見のあった、市の補助金を受ける団体の役職に議員が就任するかどうか、については、市民からのあらぬ疑いを持たれないようにするという観点から言えば、検討しておく話だと受け止める。          議会基本条例に記載できるかどうかはともかく、以下のような対応策を講じてはどうか、提案する。          今回、具体例として挙げられたのは、令和あさひ所属の議員が商工会の工業部会長に就任していること、だった。          以前から、市議会議員が様々な団体の役職に就いて良いかどうか、議論があり、なるべく回避する旨の話があったように認識しているが、事例が多くもないこともあり、その問題意識が低下しているようにも思われる。          このため、          1. 役職の就任に際して、議会事務局へ届け出ること。          2. 議会の役員人事選考時において、それを代表者会などで共有すること。          少なくとも、これらの措置を講ずることで、          ①例えば、議長と商工会役員などの状態（市民から疑いの目を向けられる範囲は、もっと広範囲に及ぶと思われるが）を、議会として関知していない状態を回避することができる。          ②議員が市から補助金などを受ける団体の役職に就任することについての問題意識を堅持することの、対策となるのではないかと考える。</p> <p><b>愛知維新の会尾張旭市議団</b>          豊明市議会議員          第4条 議員は、法令に定めるほか、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。</p>
--------	---

中略

(4) 市から補助金等の交付を受けて運営している団体等の役員及びそれに準ずるものの地位に就かないこと。

**【解説】** 法令に定めるほか、遵守しなければならない政治倫理基準について具体的に定めています。

(4) ① 議員は、補助金の予算に係る議会の議決に関与することから、市から補助等を受けている団体などの役員には就任しないことを定めています。② 補助金等には、市が交付する補助金、助成金、交付金も含まれます。③ 団体等には、市から補助等を受けている団体は勿論ですが、その他、市が主催・共催するイベントなどの実行委員会なども含まれます。④ 役員及びそれに準ずるものの地位とは、代表者は勿論、理事・幹事・顧問などの名称に関わらず主要な役職に就くことも含めています。ただし、区・町内会・自治会等の団体の顧問・相談役などは除きます。

注) 全国400以上の政令市区以外の市町村で制定されている。

(案)

尾張旭市議会委員会条例の一部を改正する条例

尾張旭市議会委員会条例（平成15年条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
（常任委員の所属並びに常任委員会の名称、委員の定数及びその所管） 第2条 議員は、_____ 少なくとも一の常任委員となるものとする。 2 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管は、次の表のとおりとする。			（常任委員の所属並びに常任委員会の名称、委員の定数及びその所管） 第2条 議員は、 <u>予算決算委員のほか</u> 、少なくとも一の常任委員となるものとする。 2 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管は、次の表のとおりとする。		
名称	定数	所管事項	名称	定数	所管事項
総務委員会	7人	_____ 企画部、総務部、会計課、消防本部、監査委員事務局、選挙管理委員会、公平委員会及び固定資産評価審査委員会の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項	総務委員会	7人	<u>市長公室</u> 、企画部、総務部、会計課、消防本部、監査委員事務局、選挙管理委員会、公平委員会及び固定資産評価審査委員会の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
都市環境委員会	(略)	(略)	都市環境委員会	(略)	(略)
			予算決算委員会	20人	予算及び決算に関する事項

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。



## 尾張旭市議会委員会条例の一部改正案に係る各会派意見

条番号等	改正案	各会派改正案	各会派意見等
第2条 第1項	議員は、予算決算委員のほか、少なくとも一の常任委員となるものとする。	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">市民クラブ</div> 議員は、予算決算委員及び、少なくとも一の常任委員となるものとする。	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">市民クラブ</div> ～のほか、という表現の印象は、「～」の部分と、「その他」の部分で優劣を感じてしまうため、どちらの常任委員会も尊ぶ意味合いから、「及び」という表現を提案する。

尾張旭市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）

尾張旭市議会委員会条例（平成15年条例第1号）の一部を次のように改正する。

6

改正前	改正後
<p>(出席説明の要求)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p><u>(委員会の開会方法の特例)</u></p> <p><u>第11条の2 委員長は、大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会を開くことができる。ただし、第54条第1項の秘密会は、この限りでない。</u></p> <p><u>2 前項の規定により開く委員会において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長に届け出なければならない。</u></p> <p><u>3 前項の規定による届出をして、委員会に出席した委員は、委員会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。</u></p> <p><u>4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。</u></p> <p>(出席説明の要求)</p> <p>第24条 (略)</p> <p><u>2 前項の規定により出席を求められた者は、オンラインによる方法で出席するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。</u></p> <p><u>3 (略)</u></p> <p><u>4 前項の場合において、委員でない紹介議員及び請願者は、オンラインによる方法で委員</u></p>

<p>(委員の除斥) 第30条 (略)</p>	<p><u>会に出席することができる。</u> (委員の除斥) 第30条 (略) <u>2 前項の委員が、第11条の2第2項の規定による届出をして、委員会に出席しているときは、当該委員は、前項ただし書の規定による発言をオンラインによる方法で行うことができる。</u></p>
<p>(委員外議員の発言) 第43条 (略) 2 (略)</p>	<p>(委員外議員の発言) 第43条 (略) 2 (略) <u>3 前2項の場合において、委員でない議員は、オンラインによる方法で委員会に出席することができる。</u></p>
<p>(公述人の決定) 第58条 (略) 2 (略)</p>	<p>(公述人の決定) 第58条 (略) 2 (略) <u>3 公述人は、オンラインによる方法で公聴会に出席することができる。</u></p>
<p>(代理人又は文書による意見の陳述) 第61条 (略)  第62条 (略) 2 (略)  4 (略)</p>	<p>(代理人又は文書による意見の陳述) 第61条 (略) <u>2 前項ただし書は、オンラインによる方法で出席する公述人には準用しない。</u> <u>第62条 (略)</u> 2 (略) <u>3 参考人は、オンラインによる方法で委員会に出席することができる。</u> 4 (略)</p>

附 則

この条例は、令和〇年〇月〇日から施行する。

尾張旭市議会議場説明用持込物品等に関する申し合わせ事項 (案)

(令和元年 1 月 1 5 日 議会改革推進特別委員会調製)

(令和 年 月 日 議会運営委員会確認)

- 1 この申し合わせ事項は、本会議における一般質問において、説明のため議場に持ち込んで使用する、パネル、タブレット端末機、写真その他の物品及び紙資料の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。
- 2 この申し合わせ事項における用語の定義は、次のとおりとする。
  - (1) 説明用持込物品等 本会議における一般質問において説明のため議場に持ち込んで使用する、パネル、タブレット端末機、写真その他の物品及び紙資料をいう。
  - (2) 説明用パネル等 説明用持込物品等のうち、説明のため議員が使用するパネル及びタブレット端末機をいう。
  - (3) 説明用紙資料 説明用持込物品等のうち、説明のため議員が使用する写真、新聞紙、書籍の類その他印刷物をいう。
  - (4) 説明用持込物品 説明用持込物品等のうち、説明用パネル等及び説明用紙資料を除いた一切の物品をいう。
- 3 説明用持込物品等の使用に当たっては、次に掲げる事項を基本とする。
  - (1) 説明用持込物品等の使用は、発言の内容について相手方の理解を高めることを旨として、あくまでも説明の補助手段であること。
  - (2) 説明用持込物品等の使用は、必要な範囲内に限ること。
  - (3) 説明用持込物品等の内容が著作権その他の知的財産権を侵害しないものであること。
  - (4) 説明用持込物品等の内容が通常他人に公表されたくない個人情報を含まないものであること。
  - (5) 発言にあたっては、説明用持込物品等を参照しなくても会議録を読んで当該発言の趣旨が理解できるように努めること。
- 4 説明用パネル等又は説明用紙資料を使用しようとする者は、当該質問日の前日（市の休日を除く。）の午後5時までに、議長に物品を添えて口頭で申し出し、承認を受けなければならない。
- 5 説明用持込物品を使用しようとする者は、議長に物品を添えて使用申請書を提出し、承認を受けなければならない。
- 6 次の各号のいずれかに該当する物品については、説明用であっても議場に持ち込むことができない。
  - (1) 生き物

- (2) 液体
- (3) 危険物
- (4) 飛散するもの
- (5) 銃刀等、法で所持が禁止されているもの

7 議長は、承認の申請が次に掲げる要件のいずれかに該当すると認めるときは、承認をしてはならない。

- (1) 説明用持込物品の内容が著作権その他の知的財産権を侵害すると認められるもの
- (2) 説明用持込物品の内容が個人又は団体の権利利益を侵害すると認められるもの
- (3) 説明用持込物品の内容が公序良俗に反すると認められるもの
- (4) 説明用持込物品の内容が広告、宣伝、勧誘その他の営利又は宗教活動を目的とする内容を含むと認められるもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、説明用持込物品の内容又は使用方法が適当でないとして認められるもの

また、議長は、これらに規定する要件に該当するかどうか疑義があるとき、その他必要があると認めるときは、議会運営委員会の意見を聴くことができる。

8 議長は、承認を受けた者がこの申し合わせ事項の規定の趣旨に違反することとなったときは、その承認を取り消すことができる。

9 この申し合わせ事項に定めるもののほか、説明用持込物品等の取扱いに関し必要な事項は、議長が別に定める。

令和6年度 議会費予算要求額（第二次調整後）

▲現時点で減額と判断 ●現時点で増額と判断 (千円)

節	節の名称	前年との比較	要求額	増減額
1	報酬	●議員2名増（4月分）及び議員報酬引上げによる ※人事課所管の会計年度任用職員報酬除く	104,232	1,104
2	給料	※職員給料は人事課所管		
3	職員手当等	議員期末手当 ※職員手当は人事課所管	⇒42,822	(1,359)
4	共済費	議員共済会負担金 ※職員共済組合負担金は人事課所管	⇒32,768	(2,600)
7	報償費	前年と同額程度	255	1
8	旅費	前年と同額程度	2,507	2
9	交際費	前年と同額	250	0
10	需用費			
	1 消耗品費	▲改選に係る費用減による	450	▲150
	3 食糧費	前年と同額	20	0
	4 印刷製本費	●紙代等の印刷単価の増による	2,992	741
	6 修繕料	前年と同額	100	0
11	役務費	●カーテンクリーニング手数料	469	36
12	委託料	●会議録作成委託料増による	5,132	111
13	使用料及び 賃借料	●会議システム使用料の増による 有料道路通行料は財政課にて集約し一括計上	682 ⇒645	107 ⇒70
14	工事請負費	●議場電源設備設置工事	500	500
17	備品購入費	●正副議長室テレビ買換え	178	48
18	負担金、補助及 び交付金	●政務活動費増（4月分） ●行政調査参加負担金（新規）	3,609	271
合 計			121,376 ⇒196,429	2,771 (6,193)

※網掛け部分は、令和5年11月17日議会運営委員会での概要説明からの変更箇所です。

## 令和7年度議会費予算要望一覧

会派等名	内容	必要経費及び理由	要望額
令和あさひ	事務局員増員	令和7年度、8年度に愛知県市議会議長会の副会長、会長が順次回ってくることから、事務局の人員を増加し対応する必要がありますと思われる。	
市民クラブ	議場にプロジェクターを設置	議場で質問するとき、資料をスクリーンに投影し、質問した方が分かりやすい。現在は、自作資料（写真やパネル）を作成し、掲示しているが、議員席や傍聴席からは見えない。	議場用ノートパソコン 100,000円 プロジェクター 50,000円 スクリーン 30,000円
公明党 尾張旭市議団	議場にプロジェクター及びスクリーンを設置	説明のためにパネル等を持ち込んでいるが、傍聴席等からは小さくて見えない。	
	電子表決システムの導入	個々の議員の賛否の状況が明確になる。議場内のモニターやスクリーンに採決結果が表示されるため、傍聴者や配信映像をご覧になる方にも、採決結果を分かりやすく伝えられる。	
	議会改革について、市民や全国により分かりやすく発信するために、写真やイラスト等、工夫をしたまとめ資料（冊子・パンフレット、ダウンロード用データ等）作成の費用	平成23年度より議会改革が進んでいる。今年度からも議会みらい創造特別委員会を立ち上げ議論中であり、より市民等への発信を強化するため。	
	子ども向け議会の仕組み説明動画の作成費用	市議会HPにおいてキッズページが開設されているが、さらに分かりやすく多くの子どもたちに興味をもって見てもらうため、動画を用いてのリニューアルを提案する。	
	小中高大学生向けの議会見学会の拡大の費用	現状は小学生の議会・議場の見学等を行っているが、中高大学生へ拡大し、議会の役割や議員活動を知ってもらい、将来のまちの担い手となってもらえるために年齢層を拡大する。投票率向上も期待できる。	
	常任委員会の視察研修費の増額	今後、政策立案が進められる中で、視察等の回数が増加することが想定される。政策立案強化のために必要である。	

## 令和7年度議会費予算要望一覧

会派等名	内容	必要経費及び理由	要望額
日本共産党 尾張旭市議団	4階、5階の照明器具をLED化	<p>本来、庁舎全体で検討すべき内容と考えるが、議会から意見を挙げることで公共施設全体の取り組みを促したい。閉会時に使用されることもある委員会室。 4階の廊下照明の人感センサー。 事務局、正副議長室、会派室の照明。</p> <p>優先度は、使用実態から検討する。</p>	
	議会図書電子書籍の導入	<p>具体的に、何を購入するかということではないが、定期購読誌で議員全員が見られるようなものをペーパーレス推進の一環として導入する。</p>	
愛知維新の会 尾張旭市議団	本会議場のモニター設置	<p>中央から65～100インチ程度のモニターを2台吊り下げ、理事者側、議員傍聴席側が視（聴）覚的に確認出来るシステム、並びに機器の設置。 議案、質問等の資料を視覚的に表現して、十分理解していただく事は、議論の深さを補填すると考える。 モニター2機、設置工事費、必要に応じたシステム、点検保守各費</p>	